

基本目標2 生物多様性の適切な保全と回復

北九州市の生物多様性を保全するだけでなく、回復に向けた取組を推進します。

陸地の保全地域 ※拡大

30%
(あと約250haの追加が必要)

(2023年度:29.5%)

※保全地域・保護地域 + OECM

自然共生サイトの認定数
(累計)

5カ所

(2023年度:1カ所)

生物多様性保全につながる
活動※への参加率(再掲)

50%

(2023年度:26.6%)

※組織的な活動への参加に限らず、個人で日常的に
生物多様性保全につながる行動を行っている方を含む



番号	施策名	取組概要
1	平尾台の保全	国指定天然記念物「平尾台」は、国内でも有数のカルスト台地です。指定地域内の個人所有地の買い上げ等を行い、天然記念物としての景観の維持・保護を行います。
2	紫川周辺の河川環境整備の推進	周辺の市街地や道路、公園等の整備を一体的に実施し、親しみのある河川を取り戻す環境整備を行っています。その中核施設である「水環境館」は、都心の憩いの場として多くの方に利用されており、引き続き親しみのある河川整備を推進します。
3	はたらのふるさとづくり	ホテル愛護団体への支援や情報交換等を通じて、ホテルや水辺環境の保全に市民とともに取り組みます。
4	河川環境の保全	河川が都市に残された潤いと安らぎの貴重な自然空間であることを考慮し、景観や生態系の保全等その周辺の自然環境保全に努め、これらの環境機能と調和のとれた「多自然川づくり」などの河川整備を進めます。
5	河川の防草対策と愛護活動の推進・支援	生物多様性に配慮した河川の防草対策を推進するとともに、草刈りや清掃活動を行う河川愛護団体を積極的に支援し、河川環境の保全に努めます。
6	まち美化の実施とボランティアへの助成	地域の清掃活動を年2回行うことに加えて、地域の市民団体、企業、NPO、学校などが、河川、公園、海浜、公共道路において取り組まれているボランティア清掃などの環境保全活動を支援します。
7	自然公園の適正利用	優れた自然の風景地の保護や活用のために国や県から指定された自然公園について、風致景観の支障となる行為を制限し、自然公園の適正利用を図ります。
8	緑地の保全と緑化の推進	「北九州市緑の基本計画」に基づき、「自然との共生」、「魅力の向上とにぎわいの創出」、「安全・安心の確保」の3つを「計画の視点」に設定するとともに、それらを支える多様な主体による「協働」を「視点の基礎」とし施策の展開を図り、人々の暮らしを心地よくし、明るい活気のある都市空間の形成を目指します。
9	森林の保全	優れた自然の風景地を保護する自然公園法の制度や、都市の風致を維持する風致地区制度、都市の緑の開発を厳しく制限する特別緑地保全地区により、森林の保全を行います。
10	森林レクリエーションの場の整備	市民の身近な森林レクリエーションの場として整備した足立山森林公園、高蔵山森林公園、血倉・帆柱環境林、香月市民の森について、森林の保全とともに、除草、植栽、遊歩道等の施設の維持管理を地元住民の協力を得て実施することで、散策や自然観察等が楽しめる環境を整備します。

2 紫川周辺の河川環境整備の推進

河川は都市内に残された貴重な自然空間であることから、市民の潤いと憩いの場として活用するとともに、生物の生息・育成空間を保全することによって、親しみのある河川を取り戻す環境整備を行っています。その中核施設である「水環境館」では、川の中の様子が眺められる「河川観察窓」や、紫川の歴史を学べる展示コーナーの設置、さらには大型モニターによる自然豊かな紫川魅力を伝える動画の放映などを行い、紫川を中心に人々が「集う」、水環境について「学ぶ」、自然とふれあい「憩う」をキーワードとした取り組みを行っています。



河川観察窓と大型モニター

14 自然環境等に配慮したみちづくり

恒見朽網線の道路整備にあたっては、生物や植物等の生育、生息環境に配慮しています。

鳥類の車両衝突を回避するための緩衝機能を有する高木緑地帯の整備、草地や水辺に生息する生物(カヤネズミ、チュウヒ、オオヨシキリ等)の生息環境を確保するためのヨシ原の復元整備を行っています。また、生物(タヌキ、メダカ等)の移動路を確保するためのボックスカルバートの設置も行っています。



タヌキの移動路

番号	施策名	取組概要
11	放置竹林対策	森林の荒廃をもたらす放置竹林の拡大を防止するため、放置竹林を伐採し広葉樹への転換を行います。また、市民による竹林整備のすそ野拡大を進めるため、市民等による竹林整備や、竹の搬出に対する助成、竹粉碎機の貸出を行います。
12	水産環境の保全と水産業の振興	効果的に藻場や干潟の保全を行うために、水産・港湾・海岸等の公共施策と連携を取りながら、漁業者を中心とした藻場や干潟の保全活動を実施することで、生物多様性の保全と水産資源の再生を図ります。また、水産資源の保護のために、資源管理の徹底や栽培漁業の推進なども併せて強化します。
13	農地の保全	農地が有する高い多面的機能の維持を図るため、北九州市の豊かな里地、里山を保全し、将来にわたって持続的な利活用が可能な環境整備を行います。
14	自然環境等に配慮したみちづくり	道路の整備や維持管理において、地域の自然や景観に配慮するとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け沿道環境の改善や地球温暖化等に配慮したみちづくりを進めます。
15	環境影響評価制度に基づく環境配慮	環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価制度を着実に実施することを通じ、様々な事業と環境との調和を図り、本市の環境保全に努めます。
16	外来種対策	外来種に関して、市ホームページなどの広報媒体を通じて市民に分かりやすく情報発信するとともに、特定外来生物「ヒアリ」の水際対策等を実施します。
17	鳥獣被害対策	市街地等に出没する有害野生鳥獣から、市民の生活環境を守るとともに、農作物への被害を防止するため、イノシシ、シカ等の捕獲や市民への情報発信を行います。
18	自然環境調査の実施	ベッコウトンボ、曽根干潟や響灘ビオトープの鳥類などの生息状況を調査し、現状や経年変化を把握するなど適切なモニタリングを実施します。
19	関係団体等への補助金等による支援	自然環境や希少種の保全活動を実施している市民、NPO団体を対象に、補助金等を通じて活動の支援を行います。
20	市内企業等と連携したOECMの登録の拡大	市内企業等と連携し、OECMの登録を推進することで、市内の生物多様性の保全エリアを増やし、30by30の早期達成を目指します。

基本目標3 自然を活用した多様な課題の解決

豊かな自然を活用した、市の魅力向上や持続可能な社会の実現等の多様な課題を解決することで、市の成長へとつなげます。

ネイチャーポジティブ宣言への
参加団体数の増加

30  団体

(2023年度：0団体)

ネイチャーポジティブ経営に
取り組む市内企業数

30  企業

(2023年度：0企業)



番号	施策名	取組概要
1	北九州ネイチャーポジティブネットワークの構築	事業者、教育・研究機関、地域団体等からなる「北九州ネイチャーポジティブネットワーク」を構築し、戦略に位置付けた豊かな自然を活用した市の魅力向上や持続可能な社会の実現等の課題の解決に向けた活動を実施します。
2	北九州ネイチャーポジティブセンターの設置と運営	戦略の活動拠点として「北九州ネイチャーポジティブセンター」を設置し、生物多様性に関する情報収集・分析や普及啓発・プロモーション等を行うとともに、市民や企業のネイチャーポジティブに関する活動が促進されるよう支援等を実施します。
3	ネイチャーポジティブ経営への移行に向けた支援	生物多様性に関する企業ニーズを的確に把握するとともに、「TNFD」「SBTs for Nature」「OECM」等の枠組みへの参加を促すなど、情報提供・助言等の支援を通じて、市内企業のネイチャーポジティブ経営への移行を目指します。
4	有機農業の推進	環境負荷の軽減や効率的な農業経営を推進し、持続可能な農業を実現するため、総合農事センターでの試験栽培の実施等を通じて農業者に有機農業の最新情報を提供します。
5	林業振興と森林の保全による温室効果ガス吸収源の確保	森林環境譲与税を活用し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止機能などを維持するとともに、森林経営につなげていくための森林経営管理制度の推進、民有林の造林・保育の支援、市営林での温室効果ガス吸収森林の整備の推進や、価値のクレジット化に向けた調査に取り組みます。また、林業担い手育成のための助成を行います。
6	水産環境の保全と水産業の振興	効果的に藻場や干潟の保全を行うために、水産・港湾・海岸等の公共施策と連携を取りながら、漁業者を中心とした藻場や干潟の保全活動を実施することで、生物多様性の保全と水産資源の再生を図ります。また、水産資源の保護のために、資源管理の徹底や栽培漁業の推進なども併せて強化します。
7	グリーンインフラを活用したまちなかの防災・減災機能の強化	防災・減災対策として、みどりが有するグリーンインフラとしての機能を活用するため、立地適正化計画の防災・減災に関する指針に基づき、その取組を実施します。

8 脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現に向けた取組の推進 9 循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築

環境と経済の好循環によるグリーン成長を目指し、風力発電関連産業の総合拠点形成、水素の供給・利活用拠点化などに取り組みます。また、社会課題に対応した新たなリサイクル事業の創出など、持続可能な形で資源を利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)を推進します。

こうした取組により、グリーン産業の更なる集積を図るとともに、再生可能エネルギーやリサイクル機能など様々な環境価値を提供することによって市内企業の国際競争力の強化などを図る「北九州グリーンインパクト」を推進します。

ネイチャーポジティブの実現には、気候変動対策や循環経済への移行とのシナジーやトレードオフがあるとされていることから、これら施策とも連携を図りながら、ネイチャーポジティブの実現に向けて統合的に取組を進めます。



洋上ウインドファーム(イメージ)



北九州エコタウンセンター

10 上下水道資源を活用したホップの栽培と地ビールの製造

「響灘ホップの会」は、地域活性化や第六次産業の推進に向けて、市民参加を促進しながらビールなどの原料となるホップの栽培、地ビール等の製造販売に取り組んでいます。現在、上下水道資源である「道原浄水場の水道水」と「日明浄化センター産じゅんかん育ちのホップ」を活用した地ビール(Kitakyushuダブリュー)を製造・販売しており、その売り上げの一部を響灘ビオトップの生物保全に活用するなど生物多様性にも配慮した経営活動を行っています。また、ホップの栽培は、建物のグリーンカーテンによる冷房負荷軽減にも貢献しており、こうした一連の取組が評価され「グリーンインフラ・ネットワーク・ジャパン2024全国大会(GIJ2024)」のポスターセッションにおいて、優秀賞(企業部門)を受賞しました。



Kitakyushuダブリュー



ホップのカーテン

番号	施策名	取組概要
8	脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現に向けた取組の推進	洋上風力発電等によるエネルギーの脱炭素化や、イノベーションの推進、脱炭素型ライフスタイルの推進などを通じて、脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現に取り組みます。
9	循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築	ごみの減量・リサイクルに徹底して取り組むとともに、本市の強みであり、日本最大級のリサイクル産業の集積地である北九州エコタウンを活かし、廃棄物等をリサイクルし、循環資源として利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)を推進します。
10	上下水道資源を活用したホップの栽培と地ビールの製造	ホップ生産者、醸造会社等関連企業、市民、行政からなるネットワークである「響灘ホップの会」による、上下水道資源を活用したホップの栽培と地ビールの製造を通じて、市の新たな文化を醸造・醸成する取組を推進します。
11	ホテルを通じた地域のコミュニティの活性化	ホテルをはじめとする水辺環境に関する学習や情報交換の場として整備した「北九州市はたる館」「香月・黒川はたる館」を拠点に、市内のホテル愛護団体との連携・支援を進め、ホテルを通じた地域のコミュニティの活性化を推進します。
12	水環境館の管理・運営	水環境館は、川・自然・環境について、理解を深め楽しく学び、憩える施設として多くの方に利用されています。館内には、川の中の様子が眺められる「河川観察窓」や紫川にすむ魚を実際に見ることができる「生態水槽」などがあり、子ども達だけでなく、大人や海外からの来訪者も楽しめる施設として管理・運営を行います。
13	環境にやさしい石けん系泡消火剤の活用	火災現場において、環境にやさしい石けん系泡消火剤を活用することで、消火効率の向上とともに、生態系にも配慮した消火活動を実施します。
14	北九州食品廃棄物リサイクルモデルの構築	スーパーなどから発生する食品廃棄物から有機肥料をつくり、地域の農家等が野菜栽培などに使う食品資源の循環モデルを構築し、地域の食品資源のリサイクルを推進します。